省令

○総務省令第四十二号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、平成二十七年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十七年四月一日　総務大臣　山本　早苗

平成二十七年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令

（交付額の特例）

第一条　平成二十七年四月において各地方団体に対して交付すべき地方交付税の額は、地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、当該地方団体の平成二十六年度分の普通交付税の額に〇・二四七六〇三八五四二を乗じて得た額とする。ただし、平成二十七年度において交付すべき普通交付税の額が平成二十六年度分の普通交付税の額に比して著しく減少することとなると認められる地方団体又は平成二十六年度においては普通交付税の交付を受けたが、平成二十七年度においては普通交付税の交付を受けないこととなると認められる地方団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

（廃置分合又は境界変更があった場合の交付額の算定）

第二条　前条の場合において、平成二十七年四月一日以前一年内及び同年四月二日から前条の規定により交付すべき額が交付されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があった場合における平成二十六年度分の普通交付税の額は、次の各号に定めるところによる。

一　廃置分合により一の地方団体の区域の全部が他の地方団体の区域となったときは、当該廃置分合前の関係地方団体に係る平成二十六年度分の普通交付税の額の合算額をもって、当該地方団体が新たに属することとなった地方団体の同年度分の普通交付税の額とする。

二　廃置分合により一の地方団体の区域が分割された場合において、分割された区域に係る平成二十六年度分の普通交付税の額は、当該廃置分合前の地方団体の平成二十六年度分の普通交付税の額を、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ平成二十六年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に対して交付すべきであった普通交付税の額に按分した額とする。

三　境界変更により一の地方団体がその区域を減じた場合における当該地方団体の平成二十六年度分の普通交付税の額は、当該境界変更前の地方団体に係る平成二十六年度分の普通交付税の額から当該境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方団体が平成二十六年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に対して交付すべきであった普通交付税の額に按分した額のうち、境界変更により減ずる区域に係る按分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなった地方団体の平成二十六年度分の普通交付税の額は、その地方団体に係る平成二十六年度分の普通交付税の額に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を加えた額とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第四十三号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十七年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十七年四月一日　総務大臣　山本　早苗

平成二十七年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令

（交付額の特例）

第一条　平成二十七年四月において各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第五条第一項の規定にかかわらず、当該地方公共団体の平成二十六年度分の地方特例交付金の額に〇・四九八六五七五八三〇を乗じて得た額とする。ただし、平成二十七年度において交付すべき地方特例交付金の額が平成二十六年度分の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度においては地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

（廃置分合又は境界変更があった場合の交付額の算定）

第二条　前条の場合において、平成二十七年四月一日以前一年内及び同年四月二日から前条の規定により交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における平成二十六年度分の地方特例交付金の額は、次の各号に定めるところによる。

一　廃置分合により一の地方公共団体の区域の全部が他の地方公共団体の区域となったときは、当該廃置分合前の関係地方公共団体に係る平成二十六年度分の地方特例交付金の額の合算額をもって、当該地方公共団体が新たに属することとなった地方公共団体の同年度分の地方特例交付金の額とする。

二　廃置分合により一の地方公共団体の区域が分割された場合において、分割された区域に係る平成二十六年度分の地方特例交付金の額は、当該廃置分合前の地方公共団体の平成二十六年度分の地方特例交付金の額を、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方公共団体がそれぞれ平成二十六年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に対して交付すべきであった地方特例交付金の額に按分した額とする。

三　境界変更により一の地方公共団体がその区域を減じた場合における当該地方公共団体の平成二十六年度分の地方特例交付金の額は、当該境界変更前の地方公共団体に係る平成二十六年度分の地方特例交付金の額から当該額を境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方公共団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方公共団体が平成二十六年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に対して交付すべきであった地方特例交付金の額に按分した額のうち、境界変更により減ずる区域に係る按分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなった地方公共団体の平成二十六年度分の地方特例交付金の額は、その地方公共団体に係る平成二十六年度分の地方特例交付金の額に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を加えた額とする。

（端数計算）

第三条　前二条により各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額を算定する場合において、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第四十四号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十六条第六項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月一日　財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第八項を次のように改める。

8　政策評価室は、財務省の所掌事務に関する政策の評価に関する事務をつかさどる。

第七条第二項中「独立行政法人情報通信研究機構法」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法」に、「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

第二十三条第四項第三号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。